

## 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長  
北海道開発局長

令和3年5月15日

埼玉県 知事 殿

住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
商号又は名称 県庁建設工業株式会社  
代表者氏名 代表取締役 埼玉 太郎

通番	氏名	生年月日
2	埼玉 次郎	昭和33年8月8日

## 記載要領

- 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。